

第1回泉大津市総合交通戦略策定協議会

次 第

令和元年9月13日（金）
午後4時00分より
泉大津市役所3階大会議室

案 件

1. 委員紹介について
2. 総合交通戦略策定体制について
3. 総合交通戦略策定スケジュールについて
4. 総合交通戦略の概要について
5. アンケート調査内容について
6. その他

【資料】

- ・ 1 泉大津市総合交通戦略策定協議会設置要綱（名簿）
- ・ 2 総合交通戦略策定体制
- ・ 3 総合交通戦略策定スケジュール
- ・ 4 総合交通戦略策定の概要
- ・ 5 各種アンケート調査の実施について
 - 5-1 市民アンケート
 - 5-2 ふれあいバス利用実態等の把握にかかるアンケート
 - 5-3 臨海部に立地する事業所を対象としたアンケート
- ・ 参考資料 本市の現況および上位・関連計画

泉大津市総合交通戦略策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 泉大津市の都市・地域総合交通戦略（以下「泉大津市総合交通戦略」という。）の策定にあたり、総合的な視点から検討を行うため、泉大津市総合交通戦略策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 泉大津市総合交通戦略の策定に係る検討および協議に関すること。
- (2) 泉大津市総合交通戦略の策定に係る調査および研究に関すること。
- (3) その他委員会において必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員 20 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 交通事業者の職員
- (4) 市民団体の代表者
- (5) 市関係部局の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から泉大津市総合交通戦略の策定が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長をそれぞれ一人置き、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、都市政策部都市づくり政策課に置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

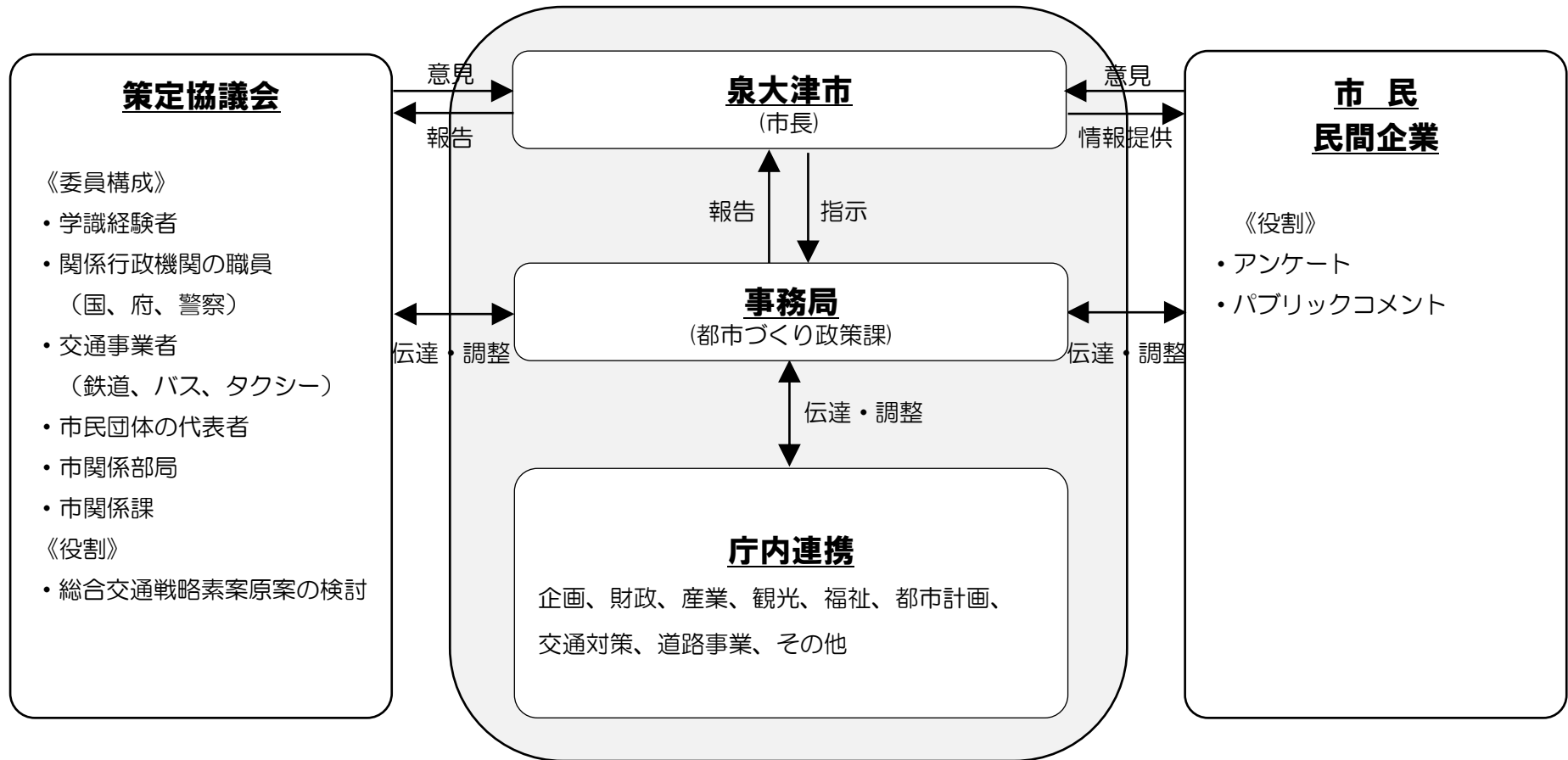
(施行期日)

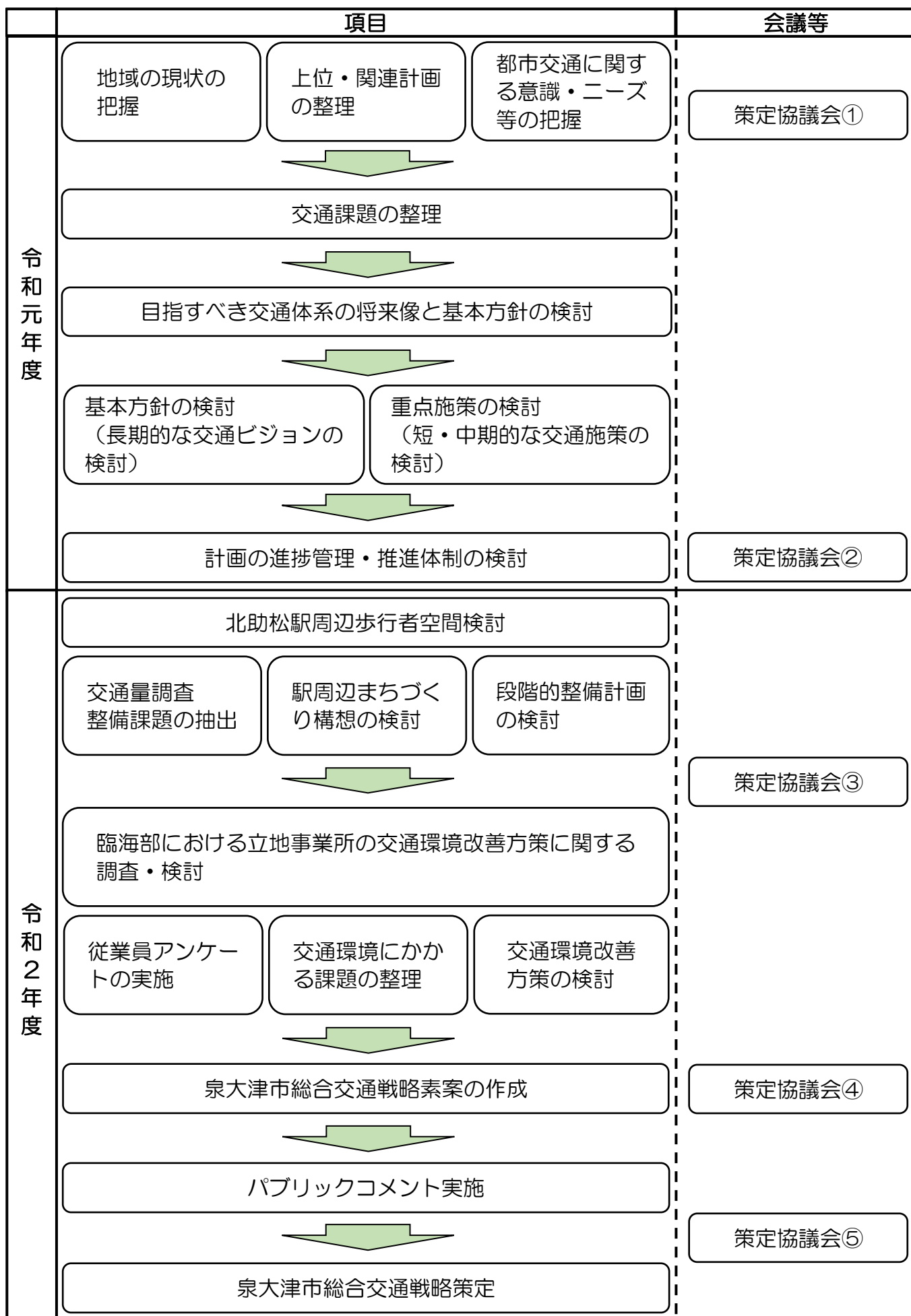
1 この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、泉大津市総合交通戦略の策定及び公表をもって、その効力を失う。

泉大津市総合交通戦略策定に関わる組織図

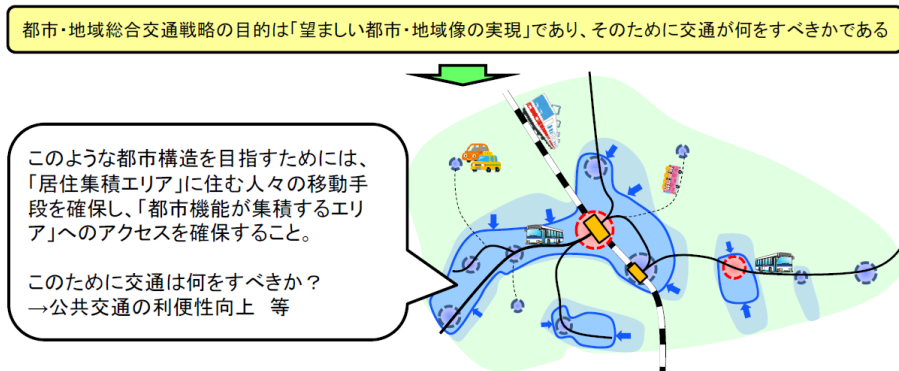




総合交通戦略の概要

1. 総合交通戦略策定の目的

進展する少子・超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、地方公共団体を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものであり、もって魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的とする。（都市・地域総合交通戦略要綱（平成 21 年 3 月 16 日、国土交通省都市・地域整備局長）に基づく）



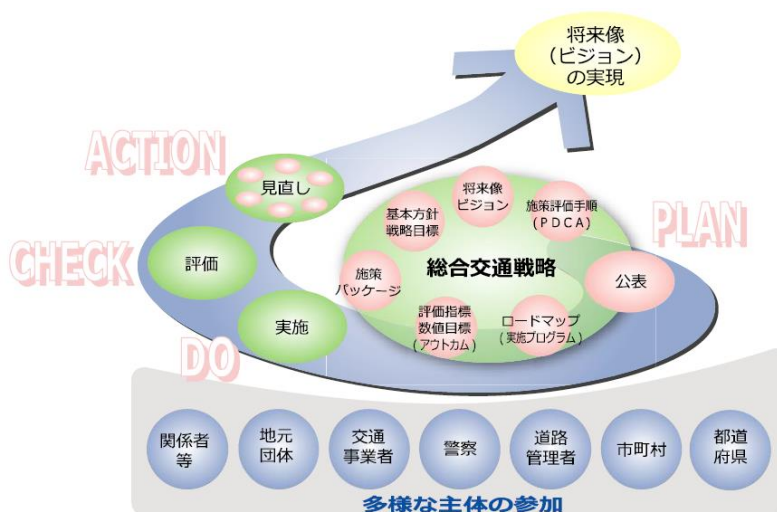
出典：国土交通省 HP

図 総合交通戦略の目的

2. 総合交通戦略の取組み

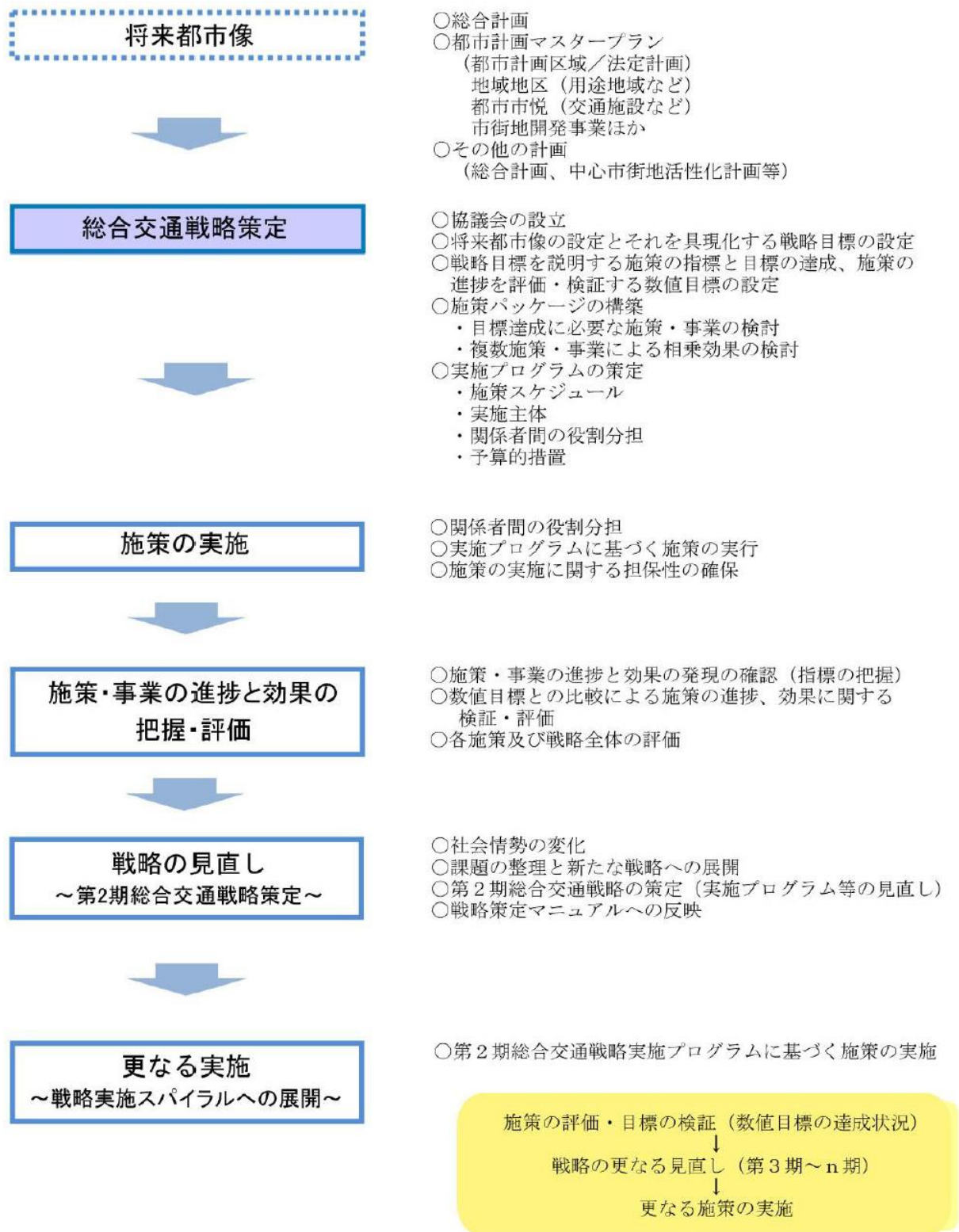
総合交通戦略では、社会経済情勢の変化や集約型都市構造への再編に向けたまちづくりの取り組みとして、関係機関の共通認識のもとで将来都市像を明らかにし、必要な交通施策、まちづくり施策等を定め、実施プログラムを作成し、それぞれが役割を担って、お互いの連携のもと着実にそれら施策を実施することが有効である。

また、実施にあたっては、常に進捗や効果について管理・評価しながら、必要に応じて戦略を見直し、目的の達成に向けて継続的に施策を展開してゆくことが重要である。



出典：都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～（改訂版）（平成 31 年 4 月、国土交通省）

図 総合交通戦略の取組みのイメージ



出典：都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～（改訂版）（平成31年4月、国土交通省）

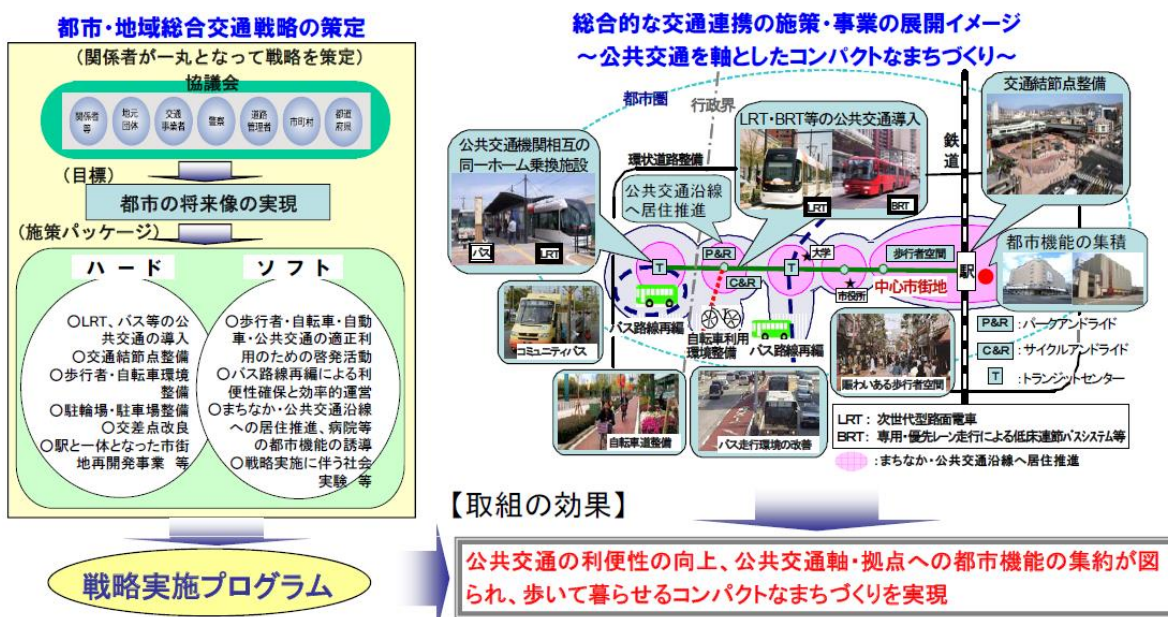
図 総合交通戦略の取組みの流れ

3. 総合交通戦略の特徴

総合交通戦略の主要な特徴としては、下記の4点があげられる。

- ① 将来都市像を実現するためにまちづくりの視点から交通や土地利用等の施策をパッケージ化
- ② 関係者間の連携と役割分担による推進体制（協議会方式）
- ③ 実施プログラムによる着実な推進
- ④ PDCA サイクルによる持続的な施策展開

（都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～（改訂版）（平成31年4月、国土交通省）より）



出典：国土交通省 HP

図 総合交通戦略の施策・事業の展開イメージ

4. 総合交通戦略で定める事項

総合交通戦略で定める事項について、都市・地域総合交通戦略要綱では、下記のとおり示されている。なお、下記項目については、総合交通戦略として最低限盛り込まなければならないものであり、策定に際し、内容に応じて構成上必要な項目を積極的に取り込むこととする。

【総合交通戦略で定める事項】

- （1）都市における現状及び課題
- （2）都市が目指す将来像
- （3）総合交通戦略の区域
- （4）総合交通戦略の目標
- （5）目標達成に必要な施策・事業
- （6）関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム
- （7）推進体制
- （8）その他必要な事項

5. 泉大津市における総合交通戦略策定の背景と目的

■泉大津市の特性

◆人口：約7万6千人（2015年国勢調査）

- ・総人口は2005年をピークに減少。ただし、南部は増加、北部は減少傾向。
- ・少子高齢化が進行
- ・人口減少と少子高齢化は将来さらに進行

◆面積：約13㎢

◆地勢

①コンパクトで平坦な地形

- ・大阪湾に面し、南北約3km、東西約4kmとコンパクトで、最も標高の高い地点でも約18m（東端部）でほぼ平坦な地形。

②交通の利便性

- ・鉄道は、市内に南海本線3駅、隣接する和泉市内にJR阪和線1駅が存在し、大阪までは約20分、関西空港までは約25分で移動可能。
- ・道路は、臨海部に阪神高速4号湾岸線、市北部に堺泉北有料道路が整備され、近畿圏内主要都市までは、車で約1時間以内で移動可能。
- ・航路は、泉大津～北九州新門司間を結ぶフェリーが一日一便就航。

③住宅と産業の都市

- ・地場産業である繊維産業を基盤として発展してきた都市である一方、近年は、住宅地としての整備も進む。

■都市づくりの課題（都市計画マスタープランより）

①都市施設の整備・維持による良好な住環境をめざした都市づくり

- ・将来の交通需要を踏まえた都市計画道路の見直しと整備
- ・自転車や歩行者が、安全で便利に移動できる環境づくり
- ・古い木造住宅が、密集している地域での住環境の向上
- ・上下水道や道路・橋梁など、安定したライフラインの維持管理
- ・広域的な連携による都市施設の有効活用
- ・人口の動向や財政状況を踏まえた公共施設の適正配置の推進
- ・都市計画公園の見直しや公園の適正な配置と整備
- ・既存緑地の保全など、みどりの確保

②鉄道駅周辺や幹線道路沿道を活かした持続可能な都市づくり

- ・泉大津駅周辺を核とした、都市の魅力の向上と商業の活性化
- ・鉄道駅周辺の生活の拠点としての充実
- ・幹線道路沿道の有効な土地利用
- ・地域ごとの特徴を踏まえた土地利用
- ・交通ネットワークの充実

③産業や臨海部の活性化をめざした都市づくり

- ・既存産業の活性化と新たな産業の創出
- ・臨海部での新たな産業振興のための基盤整備
- ・市民に親しまれる港湾づくり
- ・臨海部へのアクセスの向上
- ・海上交通と陸上交通の連携強化

④安全・安心を確保する都市づくり

- ・地震、津波、台風や集中豪雨などの災害への対応
- ・市街地での火災による延焼への対策
- ・大規模災害後の早期復興を踏まえた取り組み
- ・自助・共助・公助による防災・減災の取り組み
- ・あき家による住環境の低下に対する対策
- ・誰もが安心して快適に暮らせるための取り組み

⑤市民や団体・事業者、行政が協働で進める都市づくり

- ・市民や団体・事業者、行政との協働の取り組み

交通とまちづくりが一体となった総合的かつ戦略的な計画として、「泉大津市総合交通戦略」を策定し、具体的な施策を推進していく。

6. 目標年次

- 総合交通戦略の策定年次：令和3(2021)年3月（令和2(2020)年度末）予定
- 目標年次：令和12(2030)年度（10年間）
- 短期的取組みは概ね3～5年後、中期的な取組みは10年後を目標年次とする。
- 施策の進捗状況は、定期的に確認し、効果の検証・評価を行いながら、必要に応じて施策の改善を行う。